琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和3年6月21日午前9時00分琴平町役場三階大会議室に 召集する。

出席委員			欠席委員
8	宮﨑	知純	9 森本 初美
4	山田	悟	10 大場 重信
1	大森	薫之	11 山本 重憲
2	都村	尚志	12 宮脇 久雄
3	西島	好弘	
5	宮武	悟	
6	神餘	哲夫	
7	松浦	修	

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二 書記 植田 康紀

<議事日程>

議案第1号 農地法第5条許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】

の決定について

報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について

その他

会長 挨 拶

会長 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は6番の神餘委員 と、7番の松浦委員です。

会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **繊案第1号1 農地法第5条許可申請について**事務局より説明お願い します。 事務局 議案第1号1 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧下さい。

申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所は、町道櫛梨線と町道大歳線の交差から北に約150mに位置したところ、分譲住宅となっている北側の農地となります。申請地から東に約250m位置したところにおいて建築金物業を営む譲受人が、事業の拡大による、倉庫、資材置場用地を店舗の近隣で探していたところ、町外に居住し、農地の管理が困難となっていた譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請となりました。また、譲受人の同居している息子の住居を建築する計画も併せて行うこととなっております。農振除外申請の事前協議も異議なしとの回答を得られています。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号1について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。申請地近隣で建築金物等の資材置場を探していた譲渡人と町外に居住し、農地の管理が困難となっていた譲渡人による申請となっています。地元水利や隣接する農地の農家との調整も完了しています。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 議案第1号1について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号1について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号1 農地法第5条許可について挙手をお願いしま す。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号1 原案のとおり決定 することにいたします。 会長 **議案第1号2 農地法第5条許可申請について**事務局より説明お願い します。

事務局 議案第1号2 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所につきましては、町道苗田本村線と町道苗田櫛梨線の交差、北西側、 西福寺の東側に位置する農地です。譲渡人の孫である譲受人が実家で生活 していましたが、妻が出産を予定しており、実家では手狭となる為、分家 住宅の計画をすることとなりました。水利関係者等の同意書、公図、登記 事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいず れにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号2 について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりでございます。現在、譲渡人の孫である 譲受人が実家で生活しており、将来、子供が増えることによって実家では 手狭となる為、新居の計画を行いました。今後、両親に子供の面倒を見て もらうことや、両親が高齢になった時に世話をするなどを考慮し、実家の 周辺の土地選定し、規模や代替性の検討を行った結果、祖父が所有する農 地にて申請に至りました。隣接する農地所有者の同意、土地改良区等の調 整も済んでおり、特に問題無いように思います。どうぞご審議のほどよろ しくお願いします。

会長 議案第1号2 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第1号2 について決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号2 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手 をお願いいたします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号2 原案のとおり決定 することにいたします。 会長 **議案第2号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明お 願いします。

事務局 議お手元の議案書5ページをご覧下さい。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。 よろしくお願いいたします。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による 農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2について**事務局より説明 お願いします。

事務局 お手元の議案書6ページをご覧下さい。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1~3について、権利の受け手、 権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々 に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

令和3年6月30日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議 たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

会長 議案第3号についてご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について、決定することにご異議はございませんか。 「異議なし」との声

会長 それでは、農地中間管理事業法第19条の2について、賛成の方は挙手 をお願いいたします。

> 多数挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定する ことにいたします。

会長 報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について、事務局より説明お願いします。

事務局賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

会長 全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

会長事務局からその他をお願い致します。

会長その他について何かありますか。

事務局特にありません。

会長 次回は、7月20日(火)午前9時から琴平町役場3階大会議室で行います。

会長以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。